



Deloitte Tax Alert-GES

ベルギー

2014年3月11日

第6次財政改革:ベルギー居住者および非居住者の個人所得税に対する重大な影響

ベルギー国政府は第6次財政改革の一環における税制改正案を準備中である。本改正案は、従来ベルギー政府が有した個人所得税の徴税権の一部を地方政府に移管するとともに、非居住者に対する課税に関する新ルールを導入するものだ。本改正案が国会に提出され採択されれば、現行の個人の所得に対する課税が重大な影響を被ることになる。また新規定は2014年1月1日開始の所得年度(=2015課税年度)に遡及して適用されるものとされている。

3月初めに草案委員会が提出した税制改正報告書が、先週、上院と下院における討議に付された。現時点では、国会における評決のタイミングは明らかにされていない。

(1) 個人所得税の一部地方税化

現在まだベルギー国税当局の管轄である個人所得税関連のさまざまな措置(住宅ローン特別控除(‘woonbonus’ / ‘bonus logement’)、省エネルギー工事税額控除、予納税支払いによる減税措置等)の管轄が、最近の税制改正措置の発効とともに、ブリュッセル、フランダース、ワロニアの各地方政府に移管されようとしている。

上述の移管による影響は、個人の居住地を管轄する地方政府が今後どのような法律を制定するかによるため、現在のところ不明である。

(2) 人的控除を利用できる非居住者のカテゴリーの限定

改正法案は、欧州司法裁判所判例に従い、基礎控

除および配偶者への所得配賦等の人的控除を適用できるのは、非居住者の内でも所得の75%以上をベルギー内で稼得した者に限るとしている。これに従い、従来はベルギー内で稼得した所得割合に関わらず人的控除が認められていた「ベルギーに家庭を有する非居住者」というカテゴリーは、廃止されることとなる。

具体的に、本改正の影響を受けるのは、ベルギーに居住し就労しながら特別優遇税制により「非居住者」として扱われる駐在員である。優遇税制を享受する駐在員の所得のうちベルギー国外出張日数相当分は、ベルギー外源泉所得として非課税となる。ベルギー国外出張割合が25%超の場合、所得の25%超がベルギー外源泉所得と見なされるため、上述の75%ルールを満たさなくなり、前述の人的控除の権利を失う。(この権利を取り戻すためには、EU法または本国とベルギーとの租税条約の差別禁止条項を援用し、異議申立てをすることが必要となる。)さらに、前段で述べた、地方政府管轄となる税制優遇措置を享受することができなくなる可能性がある。

上述の改正の実際的なインパクトは各個人の状況に応じさまざま、ケースバイケースで影響額を試算する必要がある。

(3) 改正法の具体的な影響

Deloitte ベルギーの個人所得税部では、特に外国企業からベルギーに派遣された優遇税制を取得し、税務上「非居住者」と見なされる被雇用者に対する、本改正のインパクトの分析を進めている。駐在員が特に影響を受けると思われるのは次の点だ。

出張割合が25%超の所得年度については、扶養家族控除等が利用できなくなる。

- 居住者は居住地のコミューンの税務当局の管轄ではなく、国税当局の管轄であったが、源泉地ルールに基づき各地方当局の管轄となる
- (特に、派遣ではなく、現地採用で優遇税制を取得した被雇用者の場合)法改正によるインパクトと、駐在員との契約内容の齟齬(保証された出張割合が30%であるのに対し実際の出張割合15%である場合など)
- (まだ採択されていない)法改正の給与計算および源泉税支払額に対する影響を、どのように今から給与計算に入れ込むべきか
- 駐在員の優遇税制から会社が得る利益、また、法改正による駐在員へのネガティブな影響(住宅ローンの控除を利用できなくなることによる損失)

本改正法案が採択された場合、2014年1月1日開始の所得年度にさかのぼり、新规定が適用される。このため、例えば、被雇用者が、自分の住宅ローン控除が2014年から利用できなくなっていることを後になって通知されるというような事態、また、出張割合が25%超の駐在員の給与コストが予算を超えてしまうなどの事態が起こり得る。

なお、本税制改正案に盛り込まれた規定が、そのままの形で採択される場合、(グロス保証契約の)駐在員の手取給与額を、遡及して修正しなければならない可能性がある。

このような理由で、本改正は、会社にとっても被雇用者にとっても大きな影響を及ぼすことが考えられるため、上記に提示されたさまざまな問題に対する解決策を事前に準備する必要があると考える次第だ。

(4) 今後のアクション

ベルギーの Deloitte 個人所得税部は、ブリュッセル非居住者税当局主任調査官と定期的にコンタクトを取っており、これらの予想し得る事態と対処法について意見交換をしている。3月末により正式な会見を持ち、不明点についての質問し、当局の方針につき明確な回答を入手する予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.tohatsu.com/tax/nl/eu

問い合わせ

Deloitte&Touche (Deloitte ベルギー)

本ニュースレターの内容についてのご照会は、以下の Global Employer Service の日系企業担当者までご連絡ください。

パートナー	ヒュンター・ブイエンス (Günther Boeyens)	gboeyens@deloitte.com
-------	-------------------------------	--

ニュースレター全般に関する日本語でのお問い合わせ、英語版のリクエスト、配信先の追加、配信停止等につきましては、以下のジャパンデスクビジネスタックスコーディネーターまでご連絡ください。

税務シニアマネジャー	有馬 輝 (Teru Arima)	tarima@deloitte.com
------------	-------------------	--

www.deloitte.com/be/tax

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。